

# 公益社団法人 砥粒加工学会優秀講演賞 審査要領

## 【優秀講演賞の趣旨】

優秀講演賞は、若手技術者・研究者ならびに学生の学会への参加意識を高めると同時に、将来の活躍と貢献を期待して、砥粒加工学会学術講演会（以下、ABTEC という）における概ね満 30 歳以下の優秀な講演者に対して贈賞する。

## 【優秀講演賞の贈賞指針】

- ・ 贈賞対象者は、概ね満 30 歳以下（講演論文受付時）の登壇者（正会員または学生会員）とする。
- ・ 受賞者は、ABTEC 毎に 10 名程度とし、セッションおよび所属機関などに偏りがないように、審査委員会で審査する。

## 【優秀講演賞の審査委員会・審査方法】

- ・ 審査委員会の下に優秀講演賞を審査する砥粒加工学会優秀講演賞審査委員会（以下、審査委員会という）を設ける。
- ・ 審査委員会は、審査委員長、幹事の他、委員 10 名程度を置く。
- ・ 審査委員長は学術委員長とし、幹事は ABTEC 担当理事（ABTEC 実行委員長）する。
- ・ 委員は、審査委員長が推薦し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- ・ 監事は審査委員になれない。
- ・ 審査は、選考対象者と直接の利害関係にない委員により実施する。
- ・ 審査は、講演論文と講演内容の両面からの評価・採点による。
- ・ 評価・採点者（評価委員とよぶ）は、セッション毎に座長、オーガナイザ、あるいは、その他の適任者から 2 名を選出する。
- ・ 審査委員長は委員会を主宰し、10 月までの理事会に審査結果を報告し、承認を得る。

## 【採点基準】

以下の 7 項目とし、特に 5), 6), 7) 項に重点を置くものとする。

- 1) 原稿の体裁
- 2) 原稿の論旨
- 3) 発表内容の新規性または独創性
- 4) 発表内容の発展性または完結性
- 5) 発表のスライドの構成・見やすさ
- 6) 発表の態度・話し方
- 7) 質疑応答の的確さ

## 【要領の改廃】

この要領を改正または廃止する場合は、運営規程第 64 条に従い、贈賞委員会の承認を経て理事会に報告しなければならない。

## 付 則

本審査要領は平成 22 年 2 月 12 日より準用を開始し、公益社団法人の設立登記の日

から施行する。

補足：公益社団法人の設立登記の年月日：平成22年9月1日

改正曆

- (1) 平成22年 2月12日 理事会制定
- (2) 平成24年 2月10日 理事会改定
- (3) 平成30年7月26日第4回理事会で承認
  - (1) 【要領の改廃】を加筆。
  - (2) 公益社団法人の設立登記の年月日を加筆。
  - (3) 句読点を，“；”“。”に統一。
- (4) 令和2年8月3日 贈賞委員会承認，理事会報告
- (5) 令和2年10月2日 贈賞委員会承認，理事会報告
- (6) 令和3年2月2日 贈賞委員会承認，理事会報告